自 然 再 生 推 進 法 案 $\overline{}$ 第百五 十四四 回 玉 会 衆第四六号)(衆 議 院 提 出) 要旨

本 法 律 案 は、 生 物 の 多様 性 の 確 保 を 通じ て自然と共生する社 会 の 実 現 を 図るとともに、 地 球 環 境 の 保 全 に

寄 与 す る た め、 自 然 再 生 に つ l١ て の 基 本 理 念 を 定 め、 及 び 実 施 者 等 の 責 務 を 明 5 か に す るととも に 自 然 再

生

基

本

方

針

の

策

定

そ

の

他

の

自

然

再

生

を

推

進

す

る

た

め

に

必

要

な

事

項

を

定

め

ることによ

י) נו

自

然

再

生

に

関

す

る

施

こ

の

法

律

i

お

11

て「

自

· 然 再

生

ح

ί

過

去

に

損

な

わ

れ

た

生

態

系そ

の

他

の

自

然

環

境

を

取

IJ

戾

す

た

め、

関

係

策 を 総 合 的 に 推 進 b ようとす る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

行 政 機 関 関 係 地 方 公 共 4 体、 地 域 住 民 特 定 非 営 利 活動 法 人 自 然 環 境 に 関 し 専 門 的 知 識 を 有 す る 者

ത 地 域 の 多 樣 な 主 体 が 参 加 U て、 自 然 環 境 の 保 全、 再 生、 創 出 等 をす ることをいうこととする。

自 然 再 生に つ L١ て の 基 本 理 念 を 明らかに するととも É 政 府 ば 自 然再生に . 関 する施 策を総合的 に 推 進

す るた んめの 自 然再 生基 本方 . 針 を定 め な け れ ば ならな いこととする。

う、 自 然再生事業」 自主的かつ 積極的に を、 自 然 に取り組 再生 を目的として、 んで実施され る地 地 域 域 主導 の多様 の 事 な主体 業と位置 が 連 一付け、 携するとともに、 事 業 の 着 手 後 透 明 も 自 性 然 を 再生 確 保 の L

つ

状況 を監視し、 その結果を当該事 業に 反映させるとい う順 応 的な方法により 実施され な け ħ ば な らない こ

ととする。

四 自 然 再生 事 · 業 を実施 するに . 際 しては、 その実 施 者が地 域 住 民、 専 門 家、、 関 係 行 政機 関 等ととも に 自 然

再 生 協 議 会」 を 組 織 することとする。 ま た、 この 協 議 会に お け る 協 議 結果に 基づき、 自 然 再 生 事 業 を 実 施

することとする。

五 玉 及 び 地 方公共 4 体 の 責 務として、 地 域 住 民 特定非 営 利 活 動 法 人等が 実 施 す る自 然 再 生 事 業 に つ ١J て

必 要 な 協 力 をす á よう努 め る旨を定 め、 玉 及 び 地 方公共団 体 は 自然 再 生を推進 す る ため に 必 要 な 財 政 上 の

措置等を講ずるよう努めることとする。

六、 環 境 省、 農 林 水 産 省、 国土交通省等の 職 員 介で構 成する「自 然再生推 進 会議」 を 設 け、 自 然 再 生の 総 合的、

効 果 的 か う効 率 的 な 推 進 を図る た め の 連 絡 調整を行うこととする。 また、 そ の 際 に ιţ 自 然環 境 に 関 し 車

門 的 知 識 を有する 者によっ て 構 成する「 自 然 再生専 門 家会議」 の 意見を聴くこととする。

七、 この 法 律は、 平 成十五年一月 日から施 行する。 また、 施 行 後 五年 を経過 U た場合に おい て、 この法律

の 施 行状況につい て検討を加 え、 その結果に基づい て必要な措置 一を講ずることとする。